

23食産第2167号  
平成23年12月8日

社団法人日本冷凍食品協会 御中

農林水産省食料産業局食品小売サービス課長  
(食品産業政策課題検討チーム長)

### 組換えDNA技術応用食品及び添加物の食品衛生法に係る手続きについて

日頃より食品産業行政につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、遺伝子組換え食品及び添加物については、食品衛生法第11条第1項に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条により、厚生労働大臣による安全性審査を経ることが義務付けられており、当該安全性審査を経たことが公表されたものでなければ、我が国における製造、輸入、販売等は認められておりません。

しかしながら、平成23年12月5日付けにて厚生労働省によりプレスリリースされた、輸入添加物である「5'-イノシン酸二ナトリウム」と「5'-グアニル酸二ナトリウム」については、遺伝子組換え微生物を利用して生産されたにもかかわらず、上記食品衛生法に基づく安全性審査の手続きを経ずに輸入され、国内で販売されていたことが判明し、きわめて遺憾であります。

従いまして、各事業者におかれましては、遺伝子組換え食品及び添加物の製造、輸入、販売等については、上記食品衛生法に基づく安全性審査に適切に対応していただき、引き続き食品の安全性の確保を図っていただきますようお願いいたします。

また、貴団体におかれましては、このことを傘下会員の皆様に対しお知らせのうえ、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

#### (参考)

- 1 食品衛生法第11条(昭和22年法律第233号)(別添1)
- 2 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)(別添2)
- 3 遺伝子組換え食品Q&A(厚生労働省医薬食品局食品安全部)(平成23年6月1日改訂第9版)(別添3)
- 4 厚生労働省プレスリリース(別添4)

農林水産省食料産業局食品製造卸売課  
三瓶、早瀬、根岸  
電話：03-6744-2249